

盛土規制法に基づく規制区域指定に向けた関係条例の改正

令和5年5月、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(国交省、農水省の共管法)」が施行

令和6年7月、規制候補区域を関係市町に通知するとともに県 HP に公表

今後、県・市町の広報、説明会等により県民・事業者への周知を更に進め、盛土規制の運用に向けて、**令和7年6月30日に規制区域を指定(福井市も同日)**するとともに、**事務移譲や手数料の改正条例を施行する予定**

R6 年 7 月

R7 年 1 月

3 月

R7 年 6 月 30 日

● 規制候補区域
の公表

● 規制区域の指定に
関する市町意見聴取

● 関係条例の改正

● 県民・事業者
への広報

● 規制区域の指定(その旨市町へ通知)
● 関係条例の施行

1 関係市への事務移譲に関する条例

- 一定規模以上の盛土等について安全性を確認するため、県で許可業務を実施

一方、市で許可する開発行為に伴う盛土等については「盛土規制法の見なし許可」となるため、付随する法定業務について関係市に移譲

⇒ 「福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を改正し、開発行為において見なし許可により付随する中間検査、定期報告の受理・確認等の業務について、福井市を除く全8市に移譲

※ 都市計画法に基づく 3,000m² 以上 1 ha 未満の開発許可については、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市に移譲済

2 許可申請手数料に関する条例

- 盛土等の許可申請に要する手数料を、国土交通省が作成した「許可申請手数料の算定例」をもとに算定

⇒ 「福井県手数料徴収条例」を改正し、「盛土・切土による形質変更」、「土石の一時堆積」の手数を面積別に規定

	500 m ² 以下	500 m ² ～0.1ha	0.1～0.2ha	0.2～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1ha	1～2ha	2～4ha	4～7ha	7～10ha	10ha 超過
盛土・切土	15,000 円	24,000 円	33,000 円	47,000 円	57,000 円	74,000 円	140,000 円	200,000 円	320,000 円	460,000 円	590,000 円
土石の一時堆積	11,000 円	13,000 円	14,000 円	17,000 円	23,000 円	25,000 円	47,000 円	57,000 円	71,000 円	110,000 円	150,000 円

【 参 考 】 盛土規制法に基づく規制区域の候補区域（R6.7.29 公表）

- 都市計画区域や集落部（都市計画区域外）等を「宅地造成等工事規制区域」に設定するとともに、山間部の農地、山地等においても危険な盛土を規制していくため、全面的に「特定盛土等規制区域」に設定。
※ 中核市である福井市は、自ら規制区域を指定し盛土規制を実施。

